

吉野川市移住促進空き家リノベーション支援事業

移住者や空き家の利活用により地域の活性化を図るため、吉野川市の空き家バンクに登録された空き家を購入した(借りた)移住者(移住予定者)が、その空き家を居住目的でリノベーションする工事の一部に対する費用を補助します

対象となる建物の条件

- ・移住者(移住予定者)が居住目的で購入した(借りた)本市の空き家バンクに登録されたもの
- ・移住者(同一世帯員を含む)が自ら居住し、10年間活用するもの
- ・耐震性を有するもの、または本事業とあわせて耐震改修工事を実施するもの
- ・購入建物は移住者(申請者)名義の登記が完了しているもの

対象者

- ・移住する直近の過去5年間、吉野川市に居住していなかった移住者
- ・既に移住している場合は、申請時点で1年を経過していない者
- ・市税の滞納がない者
- ・以前にこの補助金の交付を受けていない者
- ・同一の工事に他の補助金を充当していない者(充当する予定のない者)

補助要件

- ・吉野川市内の業者または個人事業主が、各法令に基づき工事を施工すること
- ・工事完成時の市の完了検査や後日の各検査に協力し、書類等は保管しておくこと
- ・市が補助金の返還等が必要と判断した場合は、市が指定した期日までに指定した額の補助金を返還すること

補助対象経費

- ・市が要綱で定めたもので、用途に供するための工事、安全性向上のための工事、増改築工事、省エネ工事、バリアフリー工事、スマート化工事など

補助金額

- ・対象工事費の2/3 上限額:320万円

事業の申込開始 5月大型連休明けから

(ただし、先着順により枠が埋まり次第終了となります)

お問い合わせ・申込先

〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115-1
吉野川市役所 建設部 都市計画住宅課 建築営繕室
電話 0883-22-2224
FAX 0883-22-2246